

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

以下のとおり提案書の提出を求めます。

令和5年2月2日

世田谷区

「遊び場開放」は、BOP、学童クラブ、新BOP、放課後子供（子ども）教室、放課後児童クラブ、とは別の事業である。本プロポーザルはこれらの外部委託を目的としたものではない。

1 件名

小学校遊び場開放事業運営委託

2 業務概要

各小学校の遊び場開放運営委員会と連携・協力し、各小学校における遊び場開放を実施すること。（参考：令和4年度の遊び場開放実績 56校）

なお、各小学校における遊び場開放運営委員会の業務は次のとおり。

遊び場開放の管理運営

- ・遊び場開放の計画を立て、開放日と決定する。
- ・天候、災害、事件・事故、その他安全に開放を実施できないと判断した場合は予定に関わらず開放を中止する。
- ・遊び場開放事務を行うものとして、遊び場開放指導員（以下、指導員という。）を配置する。指導員は常時2名以上の体制をとる。
- ・常時2名以上の体制がとれなくなった場合は原則開放を中止する。ただし、やむを得ない事情により1名以下の体制で開放を行う場合は、開放の都度、区担当課に協議のうえ1名以下の体制で開放を行うことができるものとする。
- ・開催日の年間予定を作成し、適切に管理・保管する。
- ・場所は当該小学校内の施設を使用し、他の施設を使用しない。
- ・遊び場開放中、参加者の安全管理、施設の保全、治安の維持を行う。また、遊びの指導や施設の使用方法の説明を行う。

指導員の管理

- ・指導員を選任した場合は、指導員名簿を作成するなど指導員の管理を行う。
- ・指導員の活動状況を管理する書類を作成し、適切に管理する。

物品の管理

- ・開放に必要な物品は適切に管理する。

個人情報の管理

- ・個人情報の取り扱いについては、区が定める「電算処理の業務委託契約の特記事項」による。

- ・収集する参加者の個人情報には管理上必要な学年、小学校名、人数の3点とする。ただし、事件・事故その他開放運営上必要な情報はその都度収集することができるものとする。
- ・集めた個人情報は厳重に管理し、本業務以外には使用しない。その他業務上知りえた個人情報については一切口外、使用しない。これらは契約終了後も同様とする。
- ・収集した個人情報を破棄する場合は、シュレッダー、薬品による溶解処理等情報が判別できないようにした状態で廃棄する。

説明会等への参加

- ・区が開催する説明会及び講習会等に出席する。また、指導員が出席を申し出た場合は出席させる。

報告事項

- ・イベントを実施した場合、事故が発生した場合、施設を破損した場合は書類にて報告する。

経費の管理の他に、各遊び場開放運営委員会への情報提供及び指導員の活動の充実を目的としたイベントを検討し、実施すること。

(1) 履行期間

契約締結の日（令和5年4月1日）から令和6年3月31日まで

業務の運用状況により、上記期間経過後も概ね3年間、引き続き同じ事業者と委託契約を締結する場合がある。ただし、契約は単年度ごととするとともに、毎年度、本事業の効果等を検証の上、委託内容の見直しや再検討を行う。

上記の場合、契約は単年度ごととし、各年度の予算配当があること、及び履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

(2) 提案限度額 36,802,260円（税込）

3 参加資格

審査の応募は、次に掲げる全ての条件に該当する事業者を対象とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。

なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。

履歴事項全部証明書

税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）

提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書

（営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可）

財務諸表（過去2年間）

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 法人税・消費税に滞納がないこと。

4 説明書の交付期間、交付場所及び方法

- (1) 交付期間 令和5年2月2日から令和5年2月16日まで
- (2) 交付場所 区HPからのダウンロードまたは下記担当部課
 [トップページ](#) [子ども・教育・若者支援](#) [小・中学校](#) [教育環境の充実](#)
 世田谷区教育委員会事務局生涯学習部
 生涯学習・地域学校連携課地域学校連携
 〒154-0016 東京都世田谷区弦巻3丁目16番8号
 電話番号 03-3429-4261 FAX 番号 03-3429-4267
- (3) 交付方法 区のホームページからのダウンロードまたは上記(2)の窓口配布
 窓口の場合、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで
 (正午から午後1時までを除く)

5 参加表明にかかる提出書類、提出期限、提出場所及び方法

本プロポーザルに参加を表明される方は以下の書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - 参加表明書 1部
 - 法人または団体の詳細がわかるもの(会社案内、パンフレットなど) 1部
 - 東京電子自治体共同運営電子調達サービスに名簿登録されていることがわかる受付票の写し 1部
 - 法人事業税・特別税の納税証明書、法人税の納税証明書、消費税及地方消費税の納税証明書 正本各1部

、はいずれかを提出すること。法人としての証明が難しい場合は所得税の納税証明書でも可とする。
- (2) 提出期限
 令和5年2月16日 17時必着
- (3) 提出場所
 4(2)に同じ
- (4) 提出方法
 窓口へ持参、または郵送
- (5) 参加資格の確認
 資格を満たしていると認められた場合には、招請通知書を令和5年2月17日までにメールまたは郵送にて行う。

6 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法

参加資格が確認できた者については企画提案書を提出すること。

- (1) 提出期限 招請通知書受領後から令和5年3月3日まで(17時必着)
- (2) 提出場所 4(2)に同じ
- (3) 提出方法 窓口へ持参、または郵送

7 選定

審査は選定のため設置された選定委員会により審査を行う。点数項目ごとに審査・採点を行い、合計点数が多い事業者を契約の第一候補者として特定する。なお審査は書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングで行う。プレゼンテーション・ヒアリングは、企画提案書に基づき、提案内容の説明を行う。また、委員からの質問に答える。

8 提案書の内容に対する評価基準

- (1) 団体、法人の理念が本事業とマッチしているか。
- (2) 遊び場開放事業への理解はあるか。
- (3) 学校、地域と連携した体制が構築できるか。
- (4) 予算規模に対して過剰または過少な内容となっていないか。
- (5) 独自の工夫による遊び場開放事業の充実につながる提案があるか。
- (6) 過去の実績

9 スケジュール

令和5年2月	2日	案件公表
	2月16日	参加表明書締め切り
	2月17日	招請通知書
	2月21日	質問締め切り
	2月24日	質問回答期限
3月	3日	企画提案書締め切り
	3月13日	選定結果通知

10 注意事項

- (1) 受付期限以降の差替えや再提出はできない。
- (2) 世田谷区から提供した資料等の関係書類については、許可なく公表、使用することを禁止する。
- (3) 選出された提案内容については、世田谷区の許可なく公表、使用することを禁止する。
- (4) 提出された資料等については、本案件の事業者選定を目的としているため、その他の目的に無断で使用しない。また、企画提案書の内容がそのまま契約になることはない。選定後、改めて契約に向けて仕様書の調整を行う。

- (5) 提出された資料等については、審査事務に必要な範囲で複製する。
- (6) 区内の他の公共施設への提案を目的とした問い合わせや内部見学等は、一切禁止とする。こうした行為が認められた場合には、失格とする場合がある
- (7) 参加表明書の提出以降に、選考を辞退する場合は辞退届を提出すること。電話等では受け付けない。なお、これらの辞退に対して不利益な取り扱いをすることはない。

11 その他

- (1) 提出書類の作成、提出に係わる費用は、提出者の負担とする。
- (2) 参加表明書または提案書に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約保証金：免除
- (6) 契約書作成の要否：要
- (7) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無【無】
- (8) 提案書の提出後に参加資格に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (9) 本件について、参加表明を行った者の商号・名称及び提案書の採点結果を区のホームページ等で公表することがある。
- (10) 本プロポーザルは事業者の選定を目的としており、区は提案書の内容に拘束されない。
- (11) 本案件は、世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額の適用案件である。詳細は別紙を参照すること。

【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には、世田谷区公契約条例に基づく「労働報酬下限額」が適用されます。

労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、下記のとおり告示しました。

契約事業者には、この労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。

つきましては、この契約の入札又は契約に係る金額の見積もりにあたっては、上記の趣旨をご理解いただき、下記の各労働報酬下限額に基づく適正な積算をお願いいたします。

また、本件の契約事業者には、条例の運用状況に関する調査等にご協力をお願いする場合があります。

公契約条例等の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください

【工事請負契約の場合】

労働報酬下限額：東京都の公共工事設計労務単価（令和4年3月現在）の51職種ごとの単価の85%相当額（熟練労働者）
（下表のとおり）

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
1	特殊作業員	2,731円
2	普通作業員	2,370円
3	軽作業員	1,658円
4	造園工	2,338円
5	法面工	2,986円
6	とび工	2,965円
7	石工	2,901円
8	ブロック工	2,689円
9	電工	2,837円
10	鉄筋工	2,986円
11	鉄骨工	2,731円
12	塗装工	3,220円
13	溶接工	3,326円
14	運転手(特殊)	2,689円
15	運転手(一般)	2,242円
16	潜かん工	3,305円
17	潜かん世話役	3,921円
18	さく岩工	3,326円
19	トンネル特殊工	3,188円
20	トンネル作業員	2,689円
21	トンネル世話役	3,592円
22	橋りょう特殊工	3,230円
23	橋りょう塗装工	3,315円
24	橋りょう世話役	3,794円

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
25	土木一般世話役	2,816円
26	高級船員	3,241円
27	普通船員	2,572円
28	潜水士	4,505円
29	潜水連絡員	3,220円
30	潜水送気員	3,135円
31	山林砂防工	2,859円
32	軌道工	5,143円
33	型わく工	2,827円
34	大工	2,720円
35	左官	2,986円
36	配管工	2,561円
37	はつり工	2,720円
38	防水工	3,220円
39	板金工	3,092円
41	サッシ工	2,837円
43	内装工	2,975円
44	ガラス工	2,805円
46	ダクト工	2,529円
47	保温工	2,455円
49	設備機械工	2,476円
50	交通誘導員A	1,743円
51	交通誘導員B	1,509円
52	上記以外の職種	1,230円

第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

労働報酬下限額：1時間当たり 1,365円

【工事以外の契約の場合】（設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等）

労働報酬下限額：1時間当たり1,230円

【問い合わせ先】

世田谷区財務部経理課契約係 TEL:03-5432-2145～2152・2173・2435 FAX:03-5432-3046